市有地随時（先着順）売払いのお知らせ

（令和８年１１月～）



館林市ホームページでもご覧いただけます。

館林市　市有地随時　検索

お問い合わせ
群馬県館林市城町１番１号
館林市役所財産有効活用課財産活用係
TEL：0276-55-4130

目次

〇市有地随時(先着順)売払いの流れについて…… 1
〇市有地の売却について…… 2
　1 対象物件…… 2
　2 買受申込にあたって…… 2
〇買受申込について…… 3
　1 買受申込者の資格……3
　2 買受申込…… 3
〇売買契約及び所有権移転について…… 4
　1 契約保証金の納付……4
　2 売買契約の締結…… 4
　3 売買代金の納付…… 4
　4 所有権移転…… 5
　5 土地の引渡し…… 5
〇その他注意事項…… 5

◎様式集
　・市有財産買受申込書……7
　・誓約書……8
　・委任状…… 10
　・土地売買契約書…… 11

○市有地随時（先着順）売払いの流れについて

1 買受申込み　※ 詳細は、3ページをご確認ください。

○ 市財産有効活用課へ必要書類を**直接持参（郵送不可、代理人可）**してください。

【必要書類】

①市有財産買受申込書、②誓約書、③印鑑証明、④住民票（法人の場合は履歴事項全部証明書）

2 契約保証金の納付　※ 詳細は、4ページをご確認ください。

○ 契約金額の 10%以上（１万円未満切上げ）の金額を、契約保証金として納めていただきます。（契約締結時に売買代金の全額を支払う場合は必要ありません。）。

3 売買契約締結　※ 詳細は、4ページをご確認ください。

○「市有財産売買契約書」**２部に記名押印（割印）**の上、**１部に収入印紙を貼付**し、指定する日時までに市へ提出してください。

○ 持参いただいた日が契約日となります。

4 売買代金納付　※ 詳細は、4ページをご確認ください。

○ 契約締結後、指定期日までに、売買代金から契約保証金を差し引いた金額を納めていただきます。

5 所有権移転登記　※ 詳細は、5ページをご確認ください。

○ 売買代金の完納確認後、市が所有権移転登記を行います。

○ 登記手続は館林市が行いますが、諸費用（登録免許税、必要書類準備に係る費用等）は買受人の負担となります。

6 土地の引渡し　※ 詳細は、5ページをご確認ください。

○ 所有権移転登記完了後、関係書類とともに現状有姿で引渡します。

○市有地の売却について

市有地を先着順で随時売却します。買受を希望されるかたは、次の事項を承知の上、必要書類を提出してください。

１　対象物件

物件番号	土地の所在地	登記地目	公簿地積	売却価格
１－１	足次町字熊ノ木５８番７	宅　地	501.36㎡	8,550,000円
１－２	広内町３００５番１	雑種地	405.00㎡	9,143,000円
１－３	美園町１１番４	宅　地	713.36㎡	25,595,000円

２　買受申込にあたって

①　売却物件の概要等を、物件調書に掲載してありますのでご覧ください。
　なお、**土地は現状有姿のまま引渡します**。

②　市による現地説明は行いませんので、ご自身にて現地のご確認をお願いします。

③　買受申込にあたっては、本書記載事項、物件調書、現地の状況及び利用制限等について十分にご確認・ご了承の上でご提出ください。

④　館林市では下記の移住支援を行っています。

ア）館林市わくわく地方生活実現支援金

　東京圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）から館林市への移住にかかる一時的な経済負担を軽減するため、支援金を支給するもの。

イ）館林市移住定住ウェルカム支援金

　県外から転入し、市内において住宅を取得したかたに支援金を支給するもの。

ウ）市有地活用移住定住支援金

　県外から移住し、市有地を購入して住宅を建築したかたに支援金を支給するもの。

※支援金の支給には各種要件があります。

※各種支援金の対象となる場合がございますので、移住支援に関するご質問、ご相談は地域魅力創造課地域戦略推進係にお問い合わせください。

【地域魅力創造課地域戦略推進係】電話番号：０２７６（４７）５１０２

○買受申込について

１　買受申込者の資格

①　買受申込できる方は、個人及び法人です。

②　次に挙げる者は、買受申込できません。

ア）当該買受に係る契約を締結する能力を有しない者

イ）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

２　買受申込

①　市が指定する書類を**直接持参**（代理人可）してください。**（郵送不可）**

②　受付時間：午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く）

③　受付場所：館林市役所３階　財産有効活用課

④　申込に必要な書類（ウ・エは、申込時点で２週間以内発行のもの）

ア）市有財産買受申込書（７ページ）

イ）誓約書（８ページ）

ウ）印鑑登録証明書（原本）（法人の場合は印鑑証明書）

エ）住民票（原本）（外国人の場合は外国人としての住民登録を証明する書面、法人の場合は履歴事項全部証明書）

オ）委任状（申込みを代理人に委任する場合）（１０ページ）

⑤　**提出された書類は、返却しません。**

⑥　１物件に対して２者以上の連名(共有)による申込も可能です。

⑦　１者（共有を含む）が２物件以上を申し込む場合、④に記載する申込に必要な書類ア及びイはそれぞれに必要ですが、２物件目以降の申込については、ウ及びエはコピーでの提出が可能です。

⑧　共有者がいる場合は、ウ及びエがそれぞれに必要です。

⑨　売買契約及び所有権移転登記は、買受申込書に記載の名義となります。

⑩　買受申込書の有効期限は**１か月**です。期限までに契約締結に至らなった場合は、申込は取り下げられたものとみなします。

○売買契約及び所有権移転について

１　契約保証金の納付

売買契約の締結時に、契約金額の１０％以上（１万円未満切上げ）の金額を契約保証金として納付していただきます。

ただし、契約締結時に売買代金の全額を支払う場合は、必要ありません。

２　売買契約の締結

① 申込者に「土地売買契約書」（１１ページ）２部をお渡ししますので、記名押印（割印）の上、指定する日時までに持参してください（ご持参いただいた日が、契約日となります。）。

契約日に土地売買に係る各種の条件等をご了承いただいた上で、売買契約を締結することとなります。

② 契約書（１部）に、収入印紙の貼付をお願いします。なお、収入印紙代は買受人の負担となります。

３　売買代金の納付

① 売買代金は契約締結後、市が発行する納入通知書により指定期日までに館林市指定金融機関等に納付していただきます。

② 指定金融機関等以外で納付の場合は振込手数料が発生することとなり、買受人の負担となります。

③ 納付期限までに売買代金が納められない場合は、当該契約は無効となりますので、ご注意ください。

【指定金融機関等】（本店又は支店にて取扱い可）

・指定金融機関：館林信用金庫

・収納代理金融機関：群馬銀行、足利銀行、東和銀行、ぐんまみらい信用組合、
中央労働金庫、邑楽館林農業協同組合

４　所有権移転

①　所有権については、売買代金の全額を納付したときに移転します。

②　所有権移転登記の手続きは売買代金納付の確認後に行います。

③　登記手続は館林市が行いますが、諸費用（登録免許税、必要書類準備に係る費用等）は買受人の負担となります。

５　土地の引渡し

物件は所有権移転登記完了後、関係書類とともに現状有姿で引渡します。

○その他注意事項

①　買受申込書に事実と相違する記載があった場合は、買受申込が無効となる場合があります。

②　物件調書の内容や担当課の説明に異なる事項があった場合は、現状有姿を優先とします。

③　現状有姿での引渡しのため、新たな境界明示、境界立会い、測量は実施しません。

④　土壌調査、地盤調査、地中埋設物調査等は行っておりません。必要な場合は、買受人が行ってください。

⑤　上記の結果、地盤改良等の必要性が認められた場合であっても、市は責任を負いません。

⑥　電柱等の構造物については、現状有姿のまま引渡しますので、移設等については買受人が関係者と協議してください。

⑦　各物件の測量実施状況は調書をご確認ください。売却後に土地面積に差異があっても売買代金の変更はしません。

⑧　土地の分合筆・地図訂正・地積更正等については、買受人の負担で行ってください。

⑨　売払物件は現状有姿での引渡しとなりますので、土地利用に関する法令等諸手続きについては、買受人の責任において関係各所と調整を行ってください。

様　式　集

市有財産買受申込書

令和　　年　　月　　日

館林市長　　様

住　　所
氏名又は名称
及び代表者名　　実印
連　絡　先

以下の物件について買い受けを申し込みます。

１　申込物件

土地の所在	登記地目	公簿面積（㎡）
土地利用計画　※参考		

２　買受金額

億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

３　添付書類

１）申込者が個人の場合は、住民票（外国人の場合は外国人登録済証明書）及び印鑑登録証明書（いずれも発行後２週間以内のもの）

２）申込者が法人の場合は、履歴事項全部証明書及び印鑑証明書（いずれも発行後２週間以内のもの）

３）共有名義で申し込む場合は、全員が記名押印し、名前の横に持分割合を明記してください。また共有者全員の住民票及び印鑑登録証明書も添付してください。

４　有効期限

本買受申込書の有効期限を１か月とします。

本買受申込書提出後１か月以内に契約締結に至らなった場合は、本買受申込書は取り下げられたものとみなします。

令和　　年　　月　　日

誓　約　書

館林市長　様

住　　所
氏名又は名称
及び代表者名　　実印
※共有名義の場合
（共有者）住　　所
氏名又は名称
及び代表者名　　実印

私は、館林市が行う市有地随時（先着順）売払い買受申込にあたり、下記の事項について承諾し、誓約します。

記

１　私は、以下の各号に定める者ではありません。
⑴　当該買受に係る契約を締結する能力を有しない者
⑵　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
⑶　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 32 条第１項各号に掲げる者

２　私は、以下の各号に定める場合であっても、損害賠償その他名目のいかんを問わず、何ら請求、異議、苦情等を申し立てません。
⑴　前項に該当すると認められ、買受申込を取り消された場合
⑵　買受申込書に事実と相違する記載があり、買受申込が無効とされた場合
⑶　買受申込後、１か月以内に契約締結に至らず、買受申込書を取り下げられたものとみなされた場合

3　私は、市有地の買受に当たり、以下の各号に定める内容をすべて承諾します。

⑴　本件土地は、現状有姿での引渡しのため、新たな境界明示、境界立会い、測量を実施しません。土地の分合筆・地図訂正・地積更正等については、買受人の負担で行ってください。なお、売却後に土地面積に差異があっても、売買代金の変更はしません。

⑵　本件土地は、現状有姿での引渡しの為、土壌調査、地盤調査、地質調査等を行っておりません。必要な場合は、買受人が行ってください。なお、地盤改良等の必要性が認められた場合であっても、市は責任を負いません。

⑶　電柱等の構造物については、現状有姿のまま引渡します。移設等については関係者と買受人が協議してください。

⑷　本件土地の利活用に当たっては、土地利用に関する法令等諸手続きが必要となる場合があります。買受人の責任において関係各所と調整を行ってください。

⑸　土地の引渡し後において、本件土地の使用方法等が起因となって発生したトラブル、紛争等、いかなる諸問題が生じた場合においても、館林市は一切その責任を負いません。必ず買受人において問題を解決してください。

⑹　物件調書の内容や担当課の説明に異なる事項があった場合は、現状有姿を優先とします。

⑺　その他「市有地随時（先着順）売払いのお知らせ」及び「物件調書」に記載された内容等をすべて確認し、理解した上で、買受申込を行います。

委　任　状

令和　　年　　月　　日

館林市長　様

（委任者）住　　所
氏名又は名称
及び代表者名　　実印
※共有名義の場合
（共有者）住　　所
氏名又は名称
及び代表者名　　実印

私は、下記の者を代理人と定め、市有地随時（先着順）売払いに係る一切の権限を委任します。

記

代理人　住　　所
氏名又は名称
及び代表者名　　実印

（注意事項）

委任者は、実印を押印し、印鑑証明を添付してください。

法人の場合は、名称及び代表者氏名を記入してください。

土地売買契約書（案）

売払人　館林市（以下「甲」という。）と買受人【買受人氏名】（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第２条　甲はその所有する末尾記載の市有財産（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買い受ける。

２　売買物件の地積は、公簿地積によるものとする。

（売買代金）

第３条　売買代金は、金【売却価格】円とする。

（境界）

第４条　甲は、売買物件の新たな境界明示、境界立会い、測量及び地積更正登記を実施しない。

２　乙は、自己の責任と費用負担で境界に関する問題を全て処理し、乙は、甲に対して損害賠償その他名目のいかんを問わず、何ら請求、異議、苦情等を申し立てないものとする。

（契約保証金）

第５条　乙は、本契約の締結時に、契約保証金として売買代金の 10%以上（１万円未満切上げ）を金融機関に納付しなければならない。

２　契約保証金には、利子を付さないものとする。

３　契約保証金は、第２１条に規定する損害賠償額の一部とは解さないものとする。

（契約の費用）

第６条　本契約に要する費用は、全て乙の負担とする。

（売買代金の支払）

第７条　乙は、売買代金から契約保証金を控除した金額を、甲が発行する納入通知書により指定期日までに甲に支払わなければならない。この場合において、第５条に規定する契約保証金は、売買代金に充当する。

（所有権の移転）

第８条　売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに甲から乙に移転する。

（所有権移転登記）

第９条　甲は、前条の規定により売買物件の所有権が移転した後、速やかに、所有権移転登記手続を行うものとし、乙はこれに対応した責を果たすものとする。

２　前項の登記費用（登録免許税）は、乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第１０条　売買物件の甲から乙への引渡しは、第８条の所有権の移転と同時に現状有姿で行う。

（危険負担）

第１１条　売買物件が本契約締結後引渡しまでの間に、甲の責めに帰することができない事由により、滅失又は毀損した場合の危険は、乙の負担とする。

（契約不適合責任）

第１２条　乙は、本契約締結後、売買物件に種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求、契約の解除又は追完請求をすることはできない。

２　前項の規定にかかわらず、乙が消費者契約法（平成１２年法律第６１号）第２条第１項に定める消費者に該当する場合には、引渡しの日から２年間、乙は売買物件に関して追完請求をすることができる。ただし、追完に要する費用の額が第３条の売買代金を超えるときは、この限りでない。

（行為の制限）

第１３条　乙は、売買物件に関して、本契約の締結日から次に該当する行為をしてはならない。

⑴　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業のために使用すること。

⑵　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に定める暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する使用をすること。

⑶　前２号のいずれかに該当することを知りながら、所有権を第三者に移転し、又は貸し付けること。

（実地調査等）

第１４条　甲は前２条に定める内容に関し、必要があると認めるときは、乙に対し、質問し、立入検査を行い、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

２　乙は、甲から要求があるときは、前２条に定める内容に関し、その事実を証する書類その他の資料を添えてこの土地の利用状況等を直ちに甲に報告しなければならない。

３　乙は、正当な理由なく前２項に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（環境）

第１５条　乙は、売買物件を当該物件が所在する地域の環境に調和した用地に利用するよう努めるものとする。

（契約の解除）

第１６条　甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

２　前項の規定により契約を解除した場合において、乙はこれにより損害が生じても甲にその損害を請求することはできない。

（原状回復の義務）

第１７条　乙は、甲が前条の規定により本契約を解除したときは、甲の指定する期日までに、売買物件を原状に回復し返還しなければならない。ただし、甲が承認したときは、現状のまま返還することができる。

（違約金）

第１８条　乙は、甲が第１６条の規定に基づき解除権を行使したときは、違約金として売買代金の１０分の１を、甲に支払わなければならない。

２　乙は、前項の違約金を甲の指定した納付期限までに支払わなかったときは、その翌日から支払った日までの日数に応じ、年１４．６％の割合で計算した金額を延滞金として違約金に合わせて甲に支払わなければならない。

３　第１項の場合において、第５条の規定により契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当するができるものとする。

４　違約金は、第２１条に規定する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（返還金）

第１９条　甲は、第１６条の規定に基づき解除権を行使したときは、支払済みの売買代金を乙に返還するものとする。ただし、前条の規定により違約金が発生した場合において、甲は返還する売買代金から違約金を差し引くものとする。

２　前項の返還金には、利息は付さないものとする。

（公租公課の負担）

第２０条　売買物件に係る公租公課その他の費用は、売買物件の引渡し完了の日までは甲の負担とし、以降については乙の負担とする。

（損害賠償）

第２１条　乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として、甲に支払わなければならない。

（有益費等の請求権の放棄）

第２２条　乙は、第１６条の規定により本契約が解除された場合において、売買物件に投じた必要費、有益費その他の費用があってもこれを甲に請求することができない。

（返還金の相殺）

第２３条　甲は、第１９条の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第１８条に定める違約金又は第２１条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺することができる。

（管轄裁判所）

第２４条　本契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

（協議）

第２５条　本契約に定めていない事項又は本契約の条項に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

本契約を締結した証として、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲（売払人）　群馬県館林市城町１番１号
館林市
館林市長　多田　善宏　　㊞

乙（買受人）　住　　所

氏名又は名称
及び代表者名　　㊞

売買物件の表示

土地の所在	登記地目	公簿地積（㎡）
【土地の地番】	【地目】	【地籍】